事務局説明資料

平成24年7月31日金融庁総務企画局市場課

目 次

I. インサイダー取引規制の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ⅱ. インサイダー取引規制違反の課徴金事案・犯則	
事件の動向・・・・・・1	5
Ⅲ. 情報伝達行為について ••••••1	9
IV.「他人の計算」による違反行為に対する課徴金	
について・・・・・・・・・・・・・・・・・2	25

I. インサイダー取引規制の概要

インサイダー取引規制の概要

会社関係者のインサイダー取引規制(金融商品取引法第166条)

- 会社関係者の禁止行為(金融商品取引法第166条第1項)
 - ①「会社関係者」は、

「会社関係者」・・・上場会社の役員等、法令に基づく権限を有する者、契約締結者 等

- ②上場会社等の業務等に関する「重要事実」を、
- ③その者の職務等に関し知りながら、

上場会社の役員等:職務に関し知ったとき

法令に基づく権限を有する者: 当該権限の行使に関し知ったとき

契約締結・交渉者: 当該契約の締結・交渉・履行に関し知ったとき 等

- ④当該重要事実が「公表」される前に、
- ⑤当該上場会社等の株券等の「売買等」を行ってはならない。
- 情報受領者の禁止行為(金融商品取引法第166条第3項)
 - ①「第一次情報受領者」は、

「第一次情報受領者」・・・会社関係者から重要事実の「伝達」を受けた者

- ②当該重要事実が「公表」される前に、
- ③当該上場会社等の株券等の「売買等」を行ってはならない。

公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(金融商品取引法第167条)

- 公開買付者等関係者の禁止行為(金融商品取引法第167条第1項)
 - ①「公開買付者等関係者」は、

「公開買付者等関係者」・・・公開買付者の役員等、法令に基づく権限を有する者、契約締結者 等

- ②「公開買付け等事実」(公開買付け等の実施又は中止を決定した事実)を、
- ③その者の職務等に関し知りながら、

上場会社の役員等:職務に関し知ったとき

法令に基づく権限を有する者: 当該権限の行使に関し知ったとき

契約締結・交渉者: 当該契約の締結・交渉・履行に関し知ったとき 等

- ④ 当該公開買付け等事実が「公表」される前に、
- ⑤当該公開買付け等に係る株券等の「買付け等」又は「売付け等」を行ってはならない。
- 情報受領者の禁止行為(金融商品取引法第167条第3項)
 - ①「第一次情報受領者」は、

「第一次情報受領者」・・・公開買付者等関係者から公開買付け等事実の「伝達」を受けた者

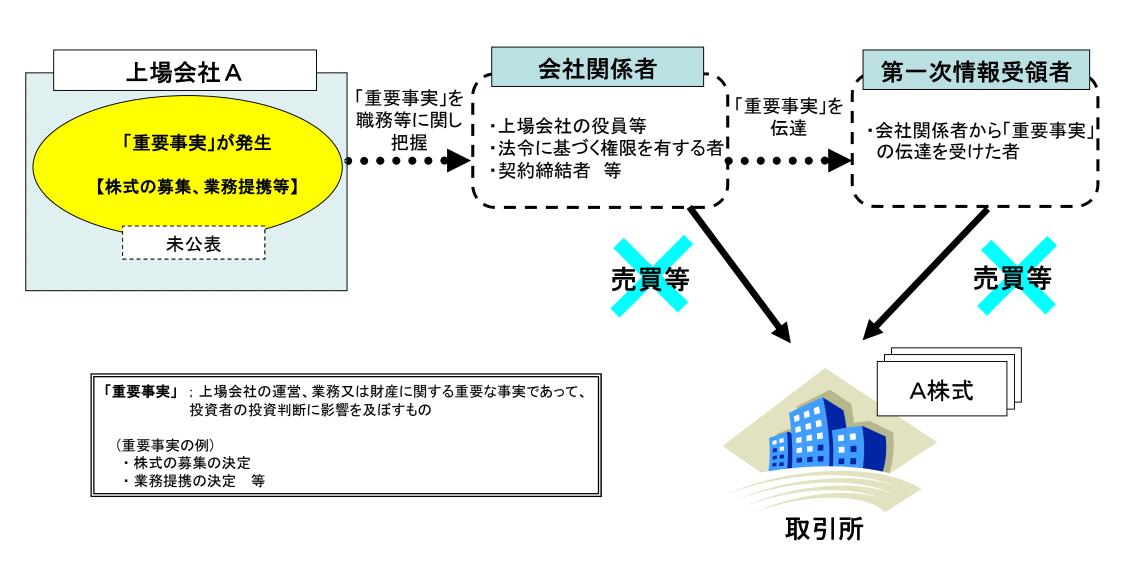
- ②当該公開買付け等事実が「公表」される前に、
- ③当該公開買付けに係る株券等の「買付け等」又は「売付け等」を行ってはならない。

エンフォースメントの手法

- 罰則(同法第197条の2、第207条)
 - (個人) インサイダー取引規制に違反した者 → 5年以下の懲役・500万円以下の罰金 (法人) 上記個人が代表者又は代理人、使用人、その他の従業者である法人 → 5億円以下の罰金
- 没収・追徴(同法第198条の2) インサイダー取引規制に違反する行為により得た財産は没収し、又はその価額を追徴する。(必要的没収・追徴)
- 課徴金(同法第175条)
 - ①インサイダー取引規制に違反する売買等が「自己の計算」で行われた場合 買付けの場合:(重要事実・公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間以内の最高値一買付価格)×買付株数 売付けの場合:(売付価格一重要事実・公開買付け等の中止に関する事実の公表後2週間以内の最安値)×売付株数
 - ②インサイダー取引規制に違反する売買等が金融商品取引業者等により「他人の計算」で行われた場合売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額
 - ※他人の財産を運用する場合における「内閣府令で定める額」
 - ⇒違反行為が行われた月の報酬額×運用財産の総額に対する対象銘柄の割合

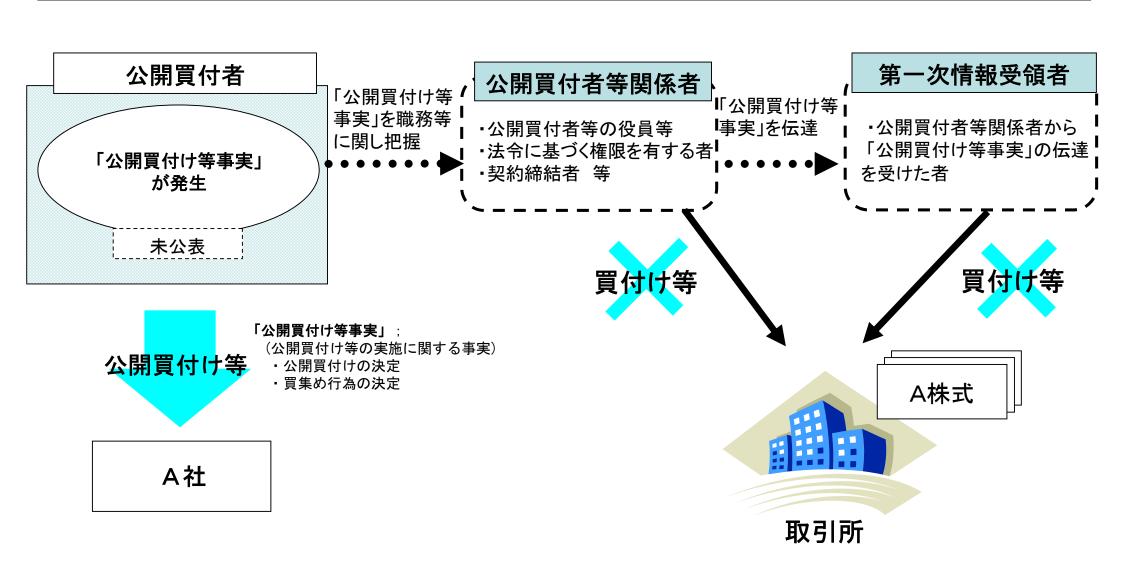
会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を(職務等に関し) 知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。



公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」 を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



諸外国におけるインサイダー取引規制

	アメリカ	EU
規制される行為	○包括的な詐欺的行為の禁止規定 ^(注) により規制される (注)国法証券取引所に登録されている証券もしくは 登録されていない証券、又は有価証券デリバティ ブの売買に関連して、操作的又は詐欺的な策略を 用いること	 ○内部者による以下の行為が禁止される ・自己又は第三者の計算で、内部情報を用いて金融商品の取得・処分をすること ・職務等を遂行する通常の過程で行われた場合を除き、他者に内部情報を開示すること ・内部情報に基づいて、関係する金融資産の取得・処分を他者に推奨・誘引すること
(内部者) 規制対象者	・ 重要な非公知の情報を保有した上で売買を行った者 ・ 重要な非公知の情報を伝達した者	 ○次に掲げる方法によって内部情報を有する者 ・発行者の管理機関等の構成員であること ・発行体の資本の保有者であること ・職務等の遂行を通じて情報にアクセスすること 等 ○上記のほか、内部情報であることを知って、 又は知り得べきはずでありながら、内部情報 を有している者
制裁等	 ○刑事罰 20 年以下の懲役・500 万ドル以下の罰金又はその併科 法人は 2,500 万ドル以下の罰金 ○行政上の措置 不当利得の吐き出し 民事制裁金(不当に得た利得の3 倍が上限) 	〇加盟国は、国内法に従って、適切な行政措置が採られ、又は責任者に行政上の制裁が課されるよう確保しなければならない。 また、加盟国は、それらの措置が、実効性があり、相当かつ抑止的なものであるよう確保しなければならない。

インサイダー取引規制の立法趣旨

○ 証券取引審議会報告「内部者取引の規制の在り方について」(昭和63年2月24日)

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。内部者取引の規制が必要とされる所以である。

〇 横畠裕介「逐条解説インサイダー取引規制と罰則」(商事法務研究会・平成元年)

(インサイダー取引の当罰性に関する記載)

一般投資家は、発行会社の内部にある投資判断に影響を及ぼすべき事実については、会社が開示(公表)しない限りこれを知り得ない立場にあるのに対し、発行会社の役員など会社と一定の関係がある者は、そのような事実の発生に自ら関与しあるいはその立場によってそのような事実を知り得る場合があるのであるから、このような者が、当該事実を知って、その公表前に当該会社の有価証券の取引を行うことは、一般の投資家と比べて著しく有利となってきわめて不公平であり(括弧書き省略)、このような取引が横行するとすれば、そのような市場は人々の信頼を失い、健全な投資家はそのような市場から退避することとなり、ひいては証券市場として果たすべき機能を果たし得なくなるといわざるをえない。したがって、インサイダー取引は、そのような行為が投資家の証券市場に対する信頼を著しく損なうものであるという観点から規制する必要があり、そのような行為自体を処罰すべきものと考えられるのである。

なお、インサイダー取引の当罰性については、このほか、たとえば、取引の相手方においてその情報を知っていたならば取引をしなかったという点で、このような取引はその情報を知らない取引の相手方との関係で詐欺的であるという考え方があり得るが、一般に市場を介した取引の場合、取引の相手方がだれになるかは不確定であり、その相手方からみれば、そもそも、自己の判断によって売買の委託をしたところ、成立した取引の相手方がたまたま内部情報を知っていたにすぎないとみることもできるうえ、投資家の間において情報の格差(不均一)があること自体はインサイダー取引の場合に限られず、それぞれの投資家の情報収集あるいは分析の努力の成果であることもあるのであるから、相手方に情報を開示すべき義務があるといった特別の事情のある場合を除き、相手方がこの情報を知っていたならば取引をしなかったという単なる情報の不平等という観点のみでは、そのような取引を処罰すべきであるとまではいえないように思われる。また、インサイダー取引の当罰性を、発行会社などその情報のいわば帰属主体との関係で考え、会社の役員等が自己の利益を図って会社の情報を利用して取引をすることは、背任的行為であるから処罰すべきであるという考え方もあり得るが、わが国においては、刑法 247条(背任罪)及び商法 486条(特別背任罪)が、一定の立場(信任関係)にある者が図利加害の目的をもってその任務に背き本人または会社に財産上の損害を加えた場合に限り、背任行為を処罰するものとしていることなどからみると、一般的に、いわゆる情報の不正利用あるいは会社に財産上の損害を加えるに至らない背任行為は、不正な行為であるとしてもこれを直ちに処罰すべきであるとまではいえないように思われる。さらに、会社内部の秩序あるいは会社の利益を保護するということが証券取引法の守備範囲であるかについても疑問なしとはしないように思われる。

〇 日本織物加工事件最高裁判決(最一判平成 11 年 6 月 10 日刑集第 53 巻 5 号 415 頁)

けだし、そのような決定の事実は、それのみで投資者の投資判断に影響を及ぼし得るものであり、その事実を知ってする会社関係者らの当該事実の公表前における有価証券の売買等を規制することは、<u>証券市場の公正性、健全性に対する一般投資家の信頼を確保するという法の目的</u>に資するものであるとともに、規制範囲の明確化の見地から株式の発行を行うことについての決定それ自体を重要事実として明示した法の趣旨にも沿うものであるからである。

金融商品取引法の課徴金制度について

▶経緯

平成16年以前:不公正取引規制等について刑事罰を中心とする実効性確保

刑事罰には、謙抑性・補充性の原則(刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の 観点から、刑事罰を用いなくても他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事 罰の発動は控えるべきという考え方)が存在

規制の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(いわゆる "課徴金")を導入(平成16年証取法改正(平成17年4月施行))

金融商品取引業者等が、顧客の計算(「他人の計算」)で違反行為をした場合について、課徴金の対象に追加 (平成20年金商法改正(同年12月施行))

(※現在国会提出中の「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」に更なる拡充事項あり)

≻概要

- 〇 対象とする違反行為
 - ① 不公正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等)
 - ② 開示規制違反(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書の虚偽記載等)
- 課徴金賦課の手続

証券取引等監視委員会で調査・勧告

金融庁による審判手続

内閣総理大臣(金融庁長官に委任)が課徴金命令を発出

【参考】

〇最高裁判所大法廷昭和 29 年(才) 第 236 号法人税額更正決定取消等請求上告事件 昭和 33 年 4 月 30 日判決

「上告代理人青木一男、池田義秋の上告理由

第一点について。

法人税法(昭和二二年法律二八号。昭和二五年三月三一日法律七二号による改正前のもの。以下単に法という)四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の逋脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当であるから所論違憲の主張は採用し得ない。(以下略)」

〇最高裁判所第三小法廷平成9年(行ツ)第214号審決取消請求事件 平成10年10月13日判決

「上告代理人安江邦治、同濱田俊郎の上告理由第一点及び第二点の一について

本件カルテル行為について、<u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、</u>かつ、国から 上告人に対し不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、<u>本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法七条の二第一項の規定に</u> 基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法三九条、二九条、三一条に違反しないことは、最高裁昭和二九年(オ)

<u>第二三六号同三三年四月三〇日大法廷判決・民集一二卷六号九三八頁の趣旨に徴して明らかである。</u>これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。(以下略)」

(参考) 独占禁止法の課徴金制度について

〇 性質

独占禁止法違反行為の防止という行政目的のために行政庁(公正取引委員会)が違反事業者等に金銭的不利益を 課すという行政上の措置。

〇 算定方法

違反行為対象商品等の売上高に、法定の算定率(原則10%)を乗じて算定する(公正取引委員会による裁量なし。)。

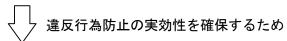
○ 導入・改正の経緯

昭和52年の独占禁止法改正で導入され、平成3年、平成17年、平成21年に算定率の引上げ・対象となる違 反行為類型の拡大等が行われた。

⇒ 算定率引き上げの趣旨(平成17年)

<改正前>カルテル等による不当利得相当額を徴収

(→違反行為が後を絶たず、現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分)



<改正後>カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

- 〇 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度
 - ・ 再度の違反の場合、5割増しの算定率を適用

趣旨:違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから、通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない

・ 早期解消の場合、2割軽減された算定率を適用

趣旨:違反行為を早期にやめるインセンティブを高める

金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告~課徴金制度のあり方について~(抄) (平成19年12月18日)

Ⅲ、課徴金制度の位置付け

課徴金は、金融・資本市場における違反行為を的確に抑止し、規制の実効性を確保していく観点から、金銭的な負担を課す行政上の措置として導入された。

その際、違反行為が「やり得」とならないよう、利得相当額が課徴金の水準とされた。この点について、規制の実効性を一層確保する観点からは、利得に必ずしもとらわれる必要はないのではないか、との指摘があった。一方で、課徴金が反社会性、反道徳性を問うものではない以上、利得から完全に離れるべきでない、との指摘もあり、さらなる議論が期待される。

課徴金による違反抑止の実効性を一層確保する観点から、制度のあり方について、以下に示した方向に沿って所要の 見直しを図るとともに、課徴金制度の適切な運用に努めていくことが重要と考えられる。

【参考】日本国憲法

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。 又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

平成20年金融商品取引法改正(課徴金制度の見直し)

○課徴金の金額水準の見直し

▶経済的利得相当額を基準とするという考え方を維持しつつ、課徴金の水準を実質的に引き上げる方向で算定方法を見直し

【インサイダー取引に対する課徴金の額】

従来:(重要事実公表日翌日の株価ー購入価格)×購入株数

見直し後:(重要事実公表後2週間以内の最高値-購入価格)×購入株数

○課徴金の対象範囲の見直し

- ▶公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出や相場操縦(仮装売買等)等を新たに課徴金の対象に追加
- ▶金融商品取引業者等が、顧客の計算(「他人の計算」)で違反行為をした場合について、課徴金の対象に追加

〇課徴金の加算・減算措置

- ▶ 違反者が過去5年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合 ⇒ 課徴金の額を1.5倍
- ▶自己株取得に係るインサイダー取引について違反者が当局による調査前に申告を行った場合

⇒ 課徴金の額を半減

Ⅱ. インサイダー取引規制違反の 課徴金事案・犯則事件の動向

〇インサイダー取引規制違反の課徴金事案・犯則事件件数

(単位:件)

	課徴金事案		犯則事件	
年度		うち、情報受領者が 違反行為者の事案		うち、情報受領者が 違反行為者の事件
17年度	4	0	4	1
18年度	11	3	8	5
19年度	16	7	4	1
20年度	17	3	6	4
21年度	38	21	7	3
22年度	20	12	4	3
23年度	15	12	6	4
合計	121	58	39	21

注)証券取引等監視委員会公表資料(年次報告、課徴金調査・開示検査に基づく勧告について、犯則事件の告発等について)を基に作成 注)勧告事案については対象者ベース、犯則事件については告発日ベース

〇インサイダー取引規制違反のうち公開買付け(TOB)に係る課徴金事案・犯則事件件数

(単位:件)

年度	TOBに係る 課徴金事案	うち、TOB対象者の 関係者が取引を行った 事案	TOBに係る 犯則事件	うち、TOB対象者の 関係者が取引を行った 事件
17年度	0	0	0	0
18年度	0	0	1	0
19年度	3	0	1	0
20年度	3	2 (2)	1	0
21年度	12	5 (3)	2	2 (1)
22年度	2	1 (1)	2	1 (1)
23年度	6	4 (3)	0	0
合計	26	12 (9)	7	3 (2)

注)証券取引等監視委員会公表資料(年次報告、課徴金調査・開示検査に基づく勧告について、犯則事件の告発等について)を基に作成

注)勧告事案については対象者ベース、犯則事件については告発日ベース

注)()内は、TOB対象者の役員等からの情報受領者が取引を行った事案の件数

最近における金融機関が関係したインサイダー取引の事案

1. 公募増資に関連したインサイダー取引の事案(主幹事証券会社から情報漏洩)

課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	課徴金額	ファンドの 得た利益
平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧)中央三井 アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	5 万円	1, 455万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	13万円	6, 051万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧)中央三井 アセット信託銀行 ((現)三井住友信託銀行)	8 万円	2, 023万円
平成24年 6月8日	_	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	•1,468万円 •6万円	1 1
平成24年 6月29日	_	日本板硝子	平成22年 8月24日	シ゛ャハ゜ン・アト゛ハ゛イサ゛リー	37万円	1,624万円

2. 公開買付け(TOB)に関連したインサイダー取引の事案

告発日	T0B対象会社	T0B公表日	違反行為者	容疑	情報漏洩者
平成24年 7月13日	バンテック	平成23年 3月10日	SMBC日興証券 元執行役員他3名	4名が共謀して インサイダー取引 を実施	SMBC日興証券

(参考)公募増資に関連した情報管理・勧誘に問題が認められた事案

○行政処分勧告日:平成24年4月13日

○問題の認められた業者:SMBC日興証券

(注) 平成24年4月20日 業務改善命令発出

Ⅲ.情報伝達行為について

情報伝達行為についての立法当時の考え方

○ 横畠裕介「逐条解説インサイダー取引規制と罰則」(商事法務研究会・平成元年)

(重要事実の伝達行為に係る処罰の必要性に関する記載(127ページ))

今回の法改正においては、会社の業務等に関する重要事実を伝達する行為自体は規制の対象とされていない。わが国においては、公務員、弁護士、公認会計士等の特に他人の秘密に関与する特別の職にある者について、秘密漏示罪が設けられているが、たとえば上場会社の役職員といったそのような特別の職にあるわけではない一般の人々について、同様の秘密漏示罪を設けることは必ずしも適当とは考えられない。また、実際に重要事実を知った者が取引を行うことが証券市場の公正性および健全性に対する投資家の信頼を害するのであるから、それ以前の、単なる重要事実の伝達行為については、これを直ちに処罰するまでの必要性に乏しいように考えられる。

しかし、本条において、会社の業務等に関する重要事実を伝達する行為を処罰する規定を設けていないことは、そのような行為をすべて不処罰とする趣旨ではない。当該重要事実の伝達を受けた者が本条第1項または第3項に違反して上場株券等の売買等を行った場合には、当該重要事実の伝達を行った者がその教唆犯または幇助犯として処罰されることがある。

(教唆・幇助に関する記載(211~212ページ))

教唆犯とは、「人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者」(刑法第 61 条第 1 項)をいうが、教唆とは、他人に犯罪実行の決意を生じさせることである。教唆犯が成立するためには、教唆者において、他人に犯罪実行の決意を生じさせる意思と教唆行為が必要であり、さらに、被教唆者において、その結果、犯罪実行の決意を生じ、しかも、その犯罪を実行したことが必要である。したがって、たとえば会社関係者がその友人に対して重要事実を教示して上場株券等の売買等を行うことを勧め、その結果、その友人が第 190 条の 2 第 3 項に違反する取引をすることを決意して実際に取引をした場合には、その会社関係者はその友人の同項違反の教唆犯として処罰されることとなる。なお、教唆者を教唆した者も、教唆犯となる(刑法第 61 条第 2 項)。

幇助犯とは、「正犯ヲ幇助シタル者」(刑法第 62 条第 1 項)をいうが、幇助とは、実行行為以外の行為によって正犯の実行行為を容易にすることである。幇助犯が成立するためには、幇助者において、他人の犯罪実行を容易にする意思と幇助行為が必要であり、さらに、正犯においてその犯罪を実行したことが必要である。たとえば、すでに他からの情報により、会社の未公表の重要事実を知り、第 190 条の 2 第 3 項に違反して上場株券等の売買等を行おうとしている知人から、当該重要事実の確認を求められた当該会社の会社関係者がこれに応じ、その知人が、同項に違反して取引を行うことを知りながら、重要事実を教示、確認して、その犯意を強めさせ、あるいはその犯行を容易ならしめ、その者が実際に取引をした場合には、その会社関係者はその知人の同項違反の罪の幇助犯として処罰されることとなる。また、たとえば、顧客が第 190 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項または第 190 条の 3 第 1 項もしくは第 4 項の規定に違反する取引を行うものであることを知りながら、その売買注文を受けて、証券取引所における売買取引を成立させるに至らしめた証券会社の担当者などは、証券取引所を利用した取引の機会を与えて正犯の行為を容易ならしめたものとして幇助犯として処罰されることとなる。なお、幇助犯を教唆した者は、幇助犯と同様に処罰される(刑法第 62 条第 2 項)。

参考

金融商品取引業者の情報管理に対する行為規制

〇 金融商品取引業者等は、

その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買等に関する管理について、 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために、

必要かつ適切な措置を講じなければならない。(金融商品取引法第40条・金融商品取引業等に関する内閣府令第123条)

「法人関係情報」・・・①上場会社等の運営・業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を 及ぼすと認められるもの

②公開買付け又はこれに準ずる株券等の買集めの実施又は中止の決定に係る公表されていない情報

- 〇 金融商品取引業者等は、
 - ① 顧客に対し、有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為
 - ② 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等を する行為

をしてはならない。(金融商品取引法第38条・金融商品取引業等に関する内閣府令第117条)

参照条文

《金融商品取引業者の情報管理に対する規制》

〇金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)

(禁止行為)

- 第三十八条 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で 定めるものを除く。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内 閣府令で定める行為

(適合性の原則等)

- 第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。
 - 一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘 を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる 状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。
- ○金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

(定義)

第一条

- 4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 十四 法人関係情報 法第百六十三条第一項 に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって 顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項 に規定する公開買付け(同項 本文の規定の適用を受ける場合に限る。)、これに準ずる株券等(同項 に規定する株券等をいう。)の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項 に規定する公開買付け(同項 本文の規定の適用を受ける場合に限る。)の実施又は中止の決定(法第百六十七条第二項 ただし書に規定する基準に該当するものを除く。)に係る公表されていない情報をいう。

(禁止行為)

第百十七条

- 1 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 十四 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為
 - 十六 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等(当該有価証券の売買その他の取引等が有価証券の売買である場合にあっては、オプション(オプションと類似の権利であって、外国市場デリバティブ取引のうち法第二十八条第八項第三号ハ(1)と類似の取引に係るものを含む。)が行使された場合に成立する有価証券の売買を除く。)をする行為(有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)又はその役員若しくは使用人が行うものに限り、取引一任契約に基づくこれらの取引をする行為を含む。)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第百二十三条

- 1 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。
 - 五 その取り扱う法人関係情報に関する管理又は顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について法人関係情報に係る不公正 な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

IV.「他人の計算」による違反行為に対する課徴金について

「他人の計算」による違反行為に対する課徴金について

- 〇 金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告~課徴金制度のあり方について~(抄) (平成19年12月18日)
- Ⅳ. 課徴金の対象範囲と金額水準
- 4. 他者の計算における不公正取引

現行制度上、不公正取引に係る課徴金については、自己の計算において行われた違反行為をその対象としている。 不公正取引については、誰の計算において行われたかにかかわらず、市場規律を毀損する違反行為であり、その抑止が 求められる。他者の計算で行われた不公正取引のうち、課徴金による抑止が有効と考えられるものについては、課徴金の 対象とすべきである。

〇 平成20年金融商品取引法改正

金融商品取引業者の顧客やファンドの計算による取引の場合は、違反行為により違反者は顧客との契約を維持することができていると考えられることから、業者に支払われる手数料、報酬その他の対価の額を基準として課徴金を賦課することとされた。

参照条文

〇金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)

(会社関係者に対する禁止行為等に違反した者に対する課徴金納付命令)

- 第百七十五条 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次 節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。
 - 三 第百六十六条第一項に規定する売買等をした者(金融商品取引業者等に限る。)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の顧客又は第四十二条第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。)の計算において、当該売買等をした場合 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額
- ○金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十七年内閣府令第十七号)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

- 第一条の二十一 法第百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者(以下この項において「違反者」という。)が、運用財産の運用として当該売 買等をした場合 イに掲げる額に口に掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額
 - イ 当該売買等(以下この項において「算定対象取引」という。)が行われた月(当該算定対象取引の前に同一の法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。)について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この号において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額(算定対象取引が行われた月の末日(以下この号において「基準日」という。)において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額))の総額
 - ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額
 - ハ 基準日における当該運用財産の総額

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額
- 3 第一項第一号イ及び前項第一号イの月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

平成24年金商法改正案 (不公正取引に関する課徴金の対象拡大)

現行制度

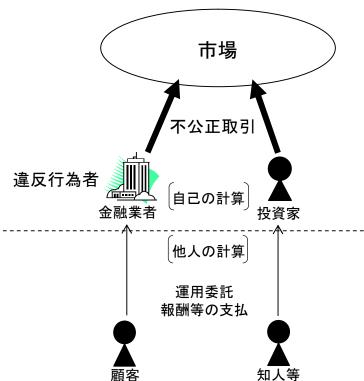
規制・罰則の対象: [誰の計算で行うかにかかわらず] 違反行為を行った者

課徴金の対象 : [自己の計算で行う取引] 違反行為を行った者

[<u>他人</u>の計算で行う取引]

① 生計を一にする者・子会社等の計算で違反行為を行った者

② 顧客の計算で違反行為を行った金融商品取引業者・登録金融機関(銀行等)



課徴金の対象

違反行為者自己の計算 他人		他人の計算		
		金融商品取引業者 登録金融機関(銀行等)	対象	対象〔顧客〕
	業者	上記以外の業者 (預り資産の運用を行う業者等)	対象	[顧客] 対象外
		投資家	対象	対象(生計を一にする者等) (知人等)

改正の概要

○ 金融商品取引業者等以外の者が、他人の計算で行った不公正取引について課徴金の対象を拡大

